

麻薬小売業者免許継続申請手続きにあたっての注意事項

麻薬小売業者免許には有効期間があります。(薬局の有効期間とは異なります。)
 麻薬小売業者免許の有効期間が過ぎると、麻薬処方箋による調剤ができません。
 麻薬処方箋の取扱いがある場合は、必ず免許の申請手続きをしてください。

- 1 申請受付場所** (受付時間 : 午前8:30～午後5:00)
 江戸川保健所生活衛生課薬事衛生係
 江戸川区東小岩3-23-3 小岩健康サポートセンター内

2 提出書類

書 類		記 載 上 の 注 意
免許申請書 【手数料:4,610 円(現金)】		「申請者の欠格条項」に当該事実がないときは“なし”と記載。
添 付 書 類	1 店舗の平面図	★前回申請時から変更した場合に添付(増設等も含む) 薬局の平面図に麻薬保管庫の位置を明記すること。
	2 麻薬保管庫の立体図	★前回申請時から変更した場合に添付 寸法、鍵の状態、材質、固定方法(重量金庫の場合は重量)を明記すること。 保管庫…引出し、ロッカーは不可。麻薬専用であること。 〔・鍵はなるべく2ヶ所以上でかかること(ダイヤルと鍵でも可)。 ・スチール以上の強度のある材質であること(木製は不可)。 ・保管庫の内側から固定、もしくは概ね50kg以上であること。〕
	3 申請者の診断書	診断日を含めて 1か月以内 のもの ※申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員分
	4 組織図又は業務分掌表 (申請者が法人の場合)	役員全員の氏名と業務分担を記入し、麻薬関係業務を行う役員を明示すること。 (作成方法は別紙記載例参照)

3 添付書類を省略するときの注意事項 《添付書類を省略するためには条件があります》

- (1) 店舗の平面図と麻薬保管庫の立体図
 前回申請時から変更がない場合、平面図および立体図は省略できます。省略する場合は申請書の備考欄に『**構造設備変更なし**』と記載してください。
- (2) 診断書
 同一の薬局開設者が、同一時期に江戸川区内で複数の麻薬小売業者免許申請をする場合、一方に診断書の原本を添付すれば他方は省略できます。
 省略する場合、申請書の備考欄に『**診断書の原本は、〇〇月〇〇日に提出した下記店舗の申請書に添付**』と記載し、原本を添付した店舗の名称・所在地を記載してください。